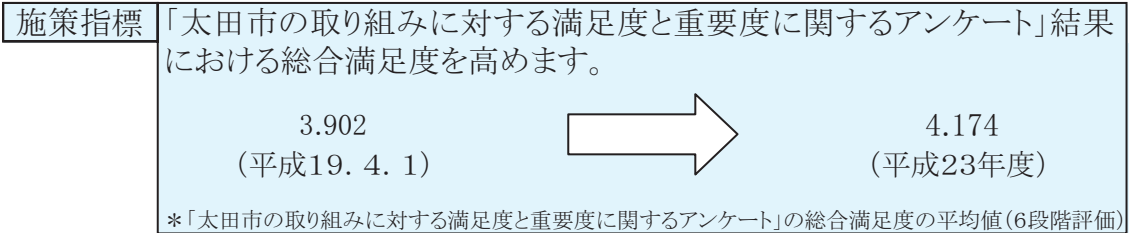


(6) 行財政の推進

施策名 | 行政改革の推進

No. 75

行政サービスは、住民と密接に関わりをもつ地方自治体が担うべきであるという考えに基づいて、いわゆる地方分権化が推進されています。一方、税収の伸び悩みをはじめとして、自治体の財政事情は、非常に厳しい状況にあります。
 こうした状況を背景として、本市としては、地方分権社会に対応し、市民の付託に応える資質と体力を養成するとともに、市民満足度の向上をめざす体制を整備します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田市マネジメントシステム推進事業	●				

担当課名 行政経営課
 計画地域 -

施策指標式

- 「太田市の取り組みに対する満足度と重要度に関するアンケート」及び総合満足度
 - ・アンケートの目的
本市が実施している行政サービスについて、市民がどのようにとらえているのかを把握し、行政サービスの改善に役立てるため。
 - ・実施時期
毎年(平成12年から)
 - ・設問方法
30数個の施策(証明届出に関すること、健康の増進、消防に関すること他)について、満足度と重要度を各6段階で評価していただく。
 - ・総合満足度
最終設問として“太田市の取り組み全体について、どのくらい満足していますか?”という問いを設けている。総合満足度は、この問いにおいて6:非常に満足～1:非常に不満までの6段階で回答いただいた結果の平均値。
 - ・施策指標の数値設定について(18年度 3.902 23年度 4.174)
太田市行政改革大綱に基づく行動計画の数値目標に準じ設定。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	高度な行政サービスを提供するまちづくり					
施策名	行政改革の推進					
内容	市民満足度の向上をめざす体制を整備するために、太田市経営方針の実践を基調とする太田市マネジメントシステムの的確な運用と定着を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
<p>① 太田市マネジメントシステム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO認証維持活動 顧客志向や継続的改善をめざすためのISO9001、環境への負荷低減活動を推進するISO14001、情報セキュリティを推進するISO27001の維持活動を通して、市民満足度を高められる体制づくりを図る。 ・行政評価 アンケートの実施などから市民ニーズを把握し、各課の所管施策や事務事業の目的を明確化し、事業の計画的な進捗管理、成果の検証や改善活動を行う。 ・バランスシート作成活用 企業会計の視点から、市の財政状態や行政サービスの点検・見直しを行う。 	維持定着活動(周知活動、内部監査、外部審査など)				ISO (国際標準化機構)	
各年度ごとに事前・中間・最終評価						
各年度の連結バランスシートとセグメントバランスシートを作成活用						

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までに「太田市の取り組みに対する満足度と重要度に関するアンケート」結果における総合満足度を4.174(6段階評価)まで高めます。(平成18年度 3.902) ・市民満足度を高める体制づくりを推進します。

施策名 | 行政情報の提供

No. 76

市民生活に欠かすことのできない行政情報を、広報紙やホームページ、さらにはコミュニティFMラジオやテレビ放送などを通じて積極的に提供します。また、これらの媒体による活動を継続的に精査・改善することと併せ、メディア間の連携を強化し、より効果的な情報提供体制の整備を図ります。さらには、まちづくりに関する情報について、市民と行政との情報共有化を推進するため、各種メディアや手法の活用による双方向性の強化に努めます。

施策指標 | まちづくり情報に関する市民と行政間の双方向性を強化します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①広報媒体の継続的な精査・改善推進事業	●				○
②広報媒体の有機的連携推進事業	●				○
③地域ポータルサイト構築事業	●				○
④ホームページ機能拡張事業	●				○

担当課名 | 広報統計課
計画地域 | 市内全域

施策指標式

- 広報おおた 年35回発行
- エフエム太郎 おおたシティインフォメーション 週5日 1日2回(再放送含む)
- 太田市からのお知らせ 週7日 1日4回
- 情報WAVE OTA 週1日 1日1回
- 群馬テレビ おおたときめきホットライン 年3回

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	高度な行政サービスを提供するまちづくり					
施策名	行政情報の提供					
内 容	市民生活に欠かすことのできない行政情報を、広報紙やホームページ、さらにはコミュニティFMラジオやテレビ放送などを通じて積極的に提供します。また、これらの媒体による活動を継続的に精査・改善することと併せ、メディア間の連携を強化し、より効果的な情報提供体制の整備を図ります。さらには、まちづくりに関する情報について、市民と行政との情報共有化を推進するため、各種メディアや手法の活用による双方向性の強化に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
① 広報媒体の継続的な精査・改善推進事業 ・広報おた ・エフエム太郎 ・テレビ広報	広報おたの編集・発行方法の見直しと改善					期間中の継続的な見直しと改善
	エフエム太郎行政情報番組の見直しと改善					
	テレビ広報番組の見直しと改善					
② 広報媒体の有機的連携推進事業	広報紙、ラジオ、テレビの広報媒体とインターネット(ホームページ)の連携					HPの機能向上と併せ、既存の媒体との有機的な連携を図る
③ 地域ポータルサイト構築事業 (SNS=ソーシャルネットワークサービス)	※注1 SNSサイトの立ち上げ		サイトの運営・管理			地域密着型SNSサイトの立ち上げ
	※注2 CMSやアクセシビリティソフトの導入	※注3	映像・音声配信機能の追加など			
④ ホームページ機能拡張事業 (CMS=コンテンツマネジメントシステム)						有効的なソフトウェアの追加による機能向上

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行方法、コミュニティFM行政情報番組やテレビ広報番組の内容・制作方法・放送回数等について、継続的な見直しと改善に努めます。 ・広報紙とFMラジオ・テレビ媒体との連携強化を始め、ホームページ等のインターネットとの情報共有を行い、複合的な情報提供システムの整備を推進します。 ・行政情報提供の充実と併せ、市民からの情報を収集・把握して施策に反映させるための情報交流システム構築に向け、広報機能の強化を図ります。 ・インターネットによる情報提供の充実を図るため、アクセシビリティソフトの導入や映像情報の発信に努めます。

※注1 SNS:ソーシャルネットワークサービスの略。広く情報を公開する一般的なウェブサイト、ウェブコミュニティとは異なり、すでに加入している人が紹介すること(ソーシャルネットワーク)で参加できる限定的な会員のみで情報を公開するシステム。自分のグループと、知人のグループというネットワークごしに新しい交流が生まれる(ケースもある)。

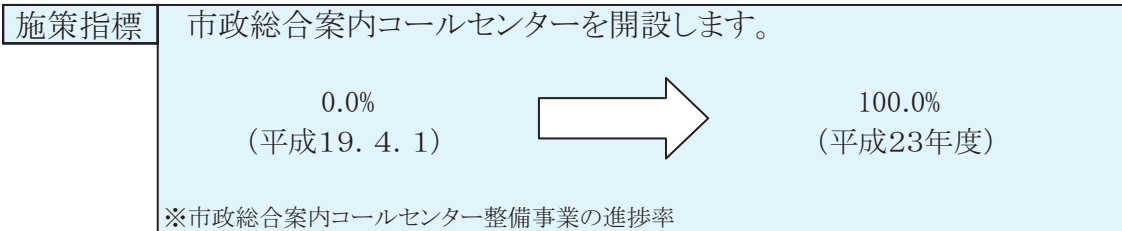
※注2 CMS:コンテンツマネジメントシステムの略。Webコンテンツを構成するテキスト画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり、編集したりするソフトウェアのこと。

※注3 アクセシビリティソフト:身体障がい者向けの技術として開発されたもの。画面を拡大したり、読み上げたりするソフトや音声により入力できるソフトなどがある。

施策名 広聴体制の充実

No. 77

市民の価値観の変化や生活様式の多様化などにより、市政に対する意見や要望は多岐にわたり、内容も複雑化、高度化しています。これまで年間を通して「市長への手紙・Eメール・FAX」や「市民サービスアンケート」などの各種制度を実施し、市民の意見や要望の把握に努めてきましたが、今後も一層の市民相談制度の強化を図り、どのような問題でも気軽に相談できる体制づくりを図ります。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①各種相談業務	●				
②各種懇談会・説明会の実施	●				
③市民アンケート調査・市民モニター制度などの実施	●				
④市政総合案内コールセンター整備事業	●				

担当課名 生活そうだん課
計画地域 市内全域

施策指標式

●市政総合案内コールセンター
市政への各種問合せを一度に済ませることができ、電話、FAX、Eメールなどのあらゆる手段の問合せに対して迅速な対応が図れるようになる。
具体的には、現在、市民からの要望や苦情などについては、それぞれの担当課が回答しているが、市政総合案内コールセンターの設置により、センターが一括して回答することで迅速な対応を確保する。
また、コールセンターに蓄積された情報や回答をデータベース化し、政策形成や事務事業の処理に役立てる。

●市政総合案内コールセンターの整備スケジュール

年度	実施内容
22年度	システム開発
23年度	開設

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	広聴体制の充実					
内容	市政に対する市民からの意見、要望などを継続的に聴取し、分析することで各種施策の充実を図ります。また、市民相談については、迅速かつ的確なアドバイスが行えるよう体制の整備、充実を図り、実施方法の改善に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①各種相談業務 一般相談、法律相談、人権悩み事相談、行政相談などの個別広聴を実施する。	毎年推進					
②各種懇談会・説明会の実施 各種懇談会、説明会などの集団広聴を実施する。	毎年推進					
③市民アンケート調査・市民モニター制度などの実施 市民アンケート調査、市民モニター制度などの調査広聴を実施する。	毎年推進					
④市政総合案内コールセンター整備事業				システム開発	開設	

行財政の推進

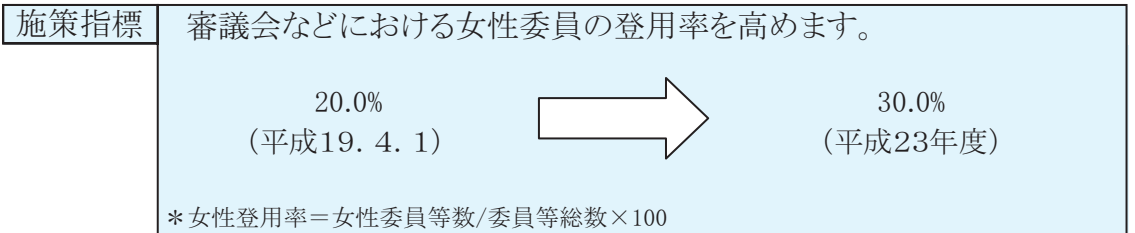
マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・市政総合案内コールセンターは、平成23年度の開設をめざします。

施策名 男女共同参画社会の実現

No. 78

男女がお互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を十分に発揮することが求められています。男女が喜びや責任を分かち合う社会を実現する取組みは、生産性や創造性の向上をもたらします。また、女性の進出により多様性が増し、組織や社会の活性化にもつながります。

男女共同参画について、認識を深めるための広報・啓発活動を実施します。また、本市の政策・方針決定過程にかかわる審議会などへの女性登用を推進するなど、さまざまな施策を展開します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①男女共同参画基本計画策定事業	●	○	○		
②男女共同参画社会実現に向けた啓発活動	●	○	○		
③政策・方針決定過程への女性参画の拡大	●	○	○		
④男女の均等な機会と待遇の確保	●	○	○	○	

担当課名 生活そうだん課
計画地域 市内全域

施策指標式

● 審議会などにおける女性委員の登用率
地方公共団体の政策決定は、住民の生活に大きな影響を与えることから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が望まれる。平成12年に閣議決定された「男女共同参画基本計画」において、国は審議会などの委員における女性の参画比率について30%を目標値にしたことから、本市においても国に準じ、30%を目標値とする。

● 審議会における女性委員の登用推移

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	23年度
女性比率	14.2%	14.6%	19.8%	20.0%	30.0%

● 男女共同参画に関する講座、講演会の開催状況

区分	16年度		17年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数
講演会	2回	532人	3回	1,095人
セミナー	7回	227人	8回	241人

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	男女共同参画社会の実現					
内容	男女共同参画社会実現のためには、家庭や職場など身近なところから性別による固定的役割分担意識をなくすことが重要であり、そのために講演会やセミナーなどを通じて粘り強く啓発していきます。企業における経営者の意識改革のための啓発にも取り組んでいきます。本市の審議会などの女性委員の登用を推進し、また、女性に対するあらゆる暴力根絶のための施策を展開していきます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①男女共同参画基本計画策定事業 男女共同参画社会に向けた施策の基礎となる計画を策定する。	計画策定	計画推進				
②男女共同参画社会実現に向けた啓発活動 (太田市男女共同参画プランに基づく施策の推進) ・講演会・セミナーなどの開催	市民・企業・職員などを対象にした講演会・セミナーなどの開催					
・女性に対する暴力相談体制の整備 (相談支援センター設置)	相談体制の整備 被害者支援の検討		相談支援センターの設置			群馬県や近隣市町村との連携
③政策・方針決定過程への女性参画の拡大 ・政策・方針決定過程への女性参画の推進	女性人材リストを活用した女性の登用					
④男女の均等な機会と待遇の確保 ・女性の能力発揮促進のための支援		キャリアアップセミナーの開催・起業の支援など				

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までに審議会などの女性委員の登用率を30.0%まで高めます。(平成18年度 20.0%) ・講演会やセミナーなどを開催し、男女共同参画に関する理解度を深めます。

施策名 市民活動・NPOの推進

No. 79

多くの市民が市政に参画できるよう、各施設や事業を含め、ボランティア・NPOとの「協働」の場を広げ、おおたNPOセンターなどを窓口とし、ボランティア・NPOの活動の支援・育成に努めます。
 また、おおたNPOセンターなどを通じ、市民に身近な窓口とコミュニティーの場を提供し、市民と行政が情報を共有することにより、市民参加の推進を図ります。

施策指標 多くの市民が市政に参画できるよう推進します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①市民活動普及啓発事業	●				
②おおたNPOセンター運営事業	●				
③太田行政サポーターズ事業	●				

担当課名 市民活動推進課
 計画地域 市内全域

施策指標式

- 市内NPO法人数 39団体(平成17年度)
- NPOサポーターズ 180人(平成17年度)
- 市民活動普及啓発事業の状況(平成17年度)

事業名	件数	開催事業
子育て支援事業	3	生き生き子育てに役立つ連続講座など
障がい者支援事業	3	重度心身障がい児プール活動など
環境美化事業	2	園芸サークルのボランティア事業など
災害及び救命対策事業	2	防災マップ作りなど
外国人支援事業	1	料理教室、中国語講座
生涯教育支援事業	1	公開講座「話し方と朗読」
文化継承支援事業	1	市野井北祇園囃子教室
計	13	

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	市民活動・NPOの推進					
内容	多くの市民が市政に参画できるよう、各施設や事業を含め、ボランティア・NPOとの「協働」の場を広げ、おおたNPOセンターなどを窓口とし、ボランティア・NPO活動の支援・育成に努めます。また、おおたNPOセンターなどを通じ、市民に身近な窓口とコミュニティの場を提供し、市民と行政が情報を共有することにより市民参加の推進を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①市民活動普及啓発事業 ・講演会、学習会等を通じて、ボランティア・NPOの普及啓発とNPO活動への参加環境づくりを進めるための事業。ボランティア・NPO等の団体または、おおたNPOセンターの指定管理者が行う業務に附帯して事業委託する。	毎年実施					
②おおたNPOセンター運営事業 ・市民が自発的に行うボランティアやNPO活動などの社会貢献活動を支援するおおたNPOセンターの管理運営などを指定管理者に業務代行する。	毎年実施					
③太田行政サポーターズ事業 ・市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。 ・市有施設の管理や事業について、ボランティア・NPOとの協働の場を広げる。	毎年実施					

行財政の推進

マニフェスト
・多くの市民が市政に参画できるよう市民参加を推進します。

施策名 | 区制に関すること

No. 80

区制事務関係は、合併後、平成18年度に区長及び区長代理の報償費、地区行政区への委託料などを一元化しました。しかしながら、旧1市3町の行政区の世帯数をみると、旧太田市分の1,770世帯を最大に、最小は旧尾島町分の36世帯というように、規模の差が顕著です。区長会での協議の結果、平成19年度からは、100世帯以下の小規模行政区には区長代理を置かないことになりました。また、合区についての検討協議に入っている地域もあり、平成19年度からは分区を含めて、地区会長会、地区区長会、行政区に見直しの機運を図っていきます。

施策指標	行政区全般の見直しを図ります。
------	-----------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①行政区などを見直し		●			○
②南前小屋地区の深谷市への編入		●	○	○	○

担当課名 地域総務課、総務課
計画地域 市内全域

施策指標式

●太田市区長会などの現況（平成18年4月1日現在）

地区数	行政区数	区長数	区長代理数
16地区	224行政区	224人	285人

地 区	行政区数	平均戸数(戸)	100戸以下の行政区数
太 田	129	461	9
尾 島	40	120	24
新 田	29	349	0
藪 塚	26	253	2
計	224	1,183	35

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	区制に関すること					
内容	太田市全体の224行政区の規模及び区長、区長代理の人数等を見直し、良好なコミュニティ活動の単位とリーダーの人員配置を図ります。また、南前小屋地区は、人の交流や生活圏が深谷市になっているため、住民の意向を尊重し、深谷市への編入を進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①行政区などの見直し	一元化の実施					
②南前小屋地区の深谷市への編入 地区住民の意向を尊重し、深谷市への編入を実現する。	県境変更事務					<ul style="list-style-type: none"> ・財産処分協議 ・両市の議会議決 ・両県の議会議決 ・総務大臣への申請 ・決定告示

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度までに行政区全般の見直しを完了します。

施策名 地区住民活動の推進

No. 81

地域における要望や課題は、近年複雑多様化しており、政府、行政が進める地域分権型社会では、地域住民が主体となって課題解決に取り組める活力ある地域コミュニティの創出が必要になっています。地域コミュニティ活動を活性化させるため、市税の1%（約3億円）相当を財源に「地域が考え行動し、汗を流す」行政と住民のマッチング事業である「1%まちづくり事業」を推進し、自主的で特色ある地域コミュニティの実現に努めます。

施策指標 1%まちづくり事業を推進します。

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①地域活動の拠点整備事業	●				
②地域活動の円滑な運営事業	●				
③1%まちづくり事業	●				

担当課名 地域総務課
計画地域 市内全域

施策指標式

●1%まちづくり事業

平成18年度から地域コミュニティを活性化する事業として、市税の約1%（3億円相当）を財源に「地域が考え行動し汗を流す」行政と住民のマッチング事業を実施している。この事業は、地域の人たちの知恵と労力により、市税を2倍、3倍に有効活用しようとするもので、今までの行政依存型の補助金とは異なるものである。この制度を活用して行う事業を「1%まちづくり事業」という。

●1%まちづくり会議

まちづくり事業の運営方法の審議、事業提案の採択、事業の検証などを行う。公募委員14人、団体推薦委員10人からの合計24人で構成する。

●予算

地域枠（旧太田9地区・旧尾島2地区・旧新田3地区・旧藪塚2地区内での事業を対象）と団体枠（太田市全体に向けた事業を対象）を設定する。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	地区住民活動の推進					
内容	これから行政が進める地域分権型社会では、地区住民が主体となって問題解決に取り組める活力ある地域コミュニティの創出が必要になるため、1%まちづくり事業を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①地域活動の拠点整備事業 地域活動の拠点となる地区集会所の新築、増改築に対する補助を行う。	整備への補助					補助率1/4
②地域活動の円滑な運営事業 地域活動の拠点となる地区集会所用地の賃借料に対し、補助を行う。	賃借料への補助					1ヶ所年間 最大5万円
③1%まちづくり事業 市税の1%相当を財源に「地域が考え行動し汗を流す」市民と行政の協働事業を行う。事業提案の採択、事業の検証などは、「1%まちづくり会議」で決定する。	事業推進					予算は地域枠と 団体枠を設定

行財政の推進

マニフェスト
・1%まちづくり事業によって、地域コミュニティの活性化を推進します。

施策名 地区住民活動の推進

No. 82

太田行政センターは、利用者駐車場が不足しているため、まちづくり交付金基幹事業の一環として、東武鉄道高架下駐車場の整備を行います。九合行政センターは、安心・安全な環境で、ふれあい、世代間交流、健康増進など多目的な活用を実現するため、ふれあい広場の整備を進めます。また、老朽化の進んでいる沢野行政センター、強戸行政センター、綿打公民館は、移転、新築を、木崎・生品公民館は、行政センター化をめざし増改築を行い、地区住民活動の支援強化や健康維持の推進、そして生涯学習活動の充実を図ります。

施策指標 行政センター、公民館を整備します。

8.9% (平成19. 4. 1)  100.0% (平成21年度)

*行政センター、公民館建設等事業の進捗率(5年間)

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①太田行政センター高架下駐車場整備事業	●			○	
②九合行政センターふれあい広場整備事業	●				
③沢野行政センター移転事業	●				
④強戸行政センター新築事業	●				
⑤綿打公民館建設事業	●				
⑥生涯学習施設整備事業	●				
⑦生涯学習の推進、地域活動の支援、地域住民の生活向上	●				

担当課名 各行政センター、公民館、生涯学習課
計画地域 該当地区

施策指標式

●行政センター、生涯学習センター、公民館等設置状況

区分	社会教育総合センター	行政センター	生涯学習センター	公民館	ふれあいセンター	計
太田	1	9	0	0	2	12
尾島	0	0	2	0	0	2
新田	0	0	0	3	0	3
藪塚	0	0	0	1	0	1
計	1	9	2	4	2	18

●行政センター、公民館建設事業等進捗率(18年度～21年度)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
太田行政センター高架下駐車場整備事業	0.0%	100.0%		
九合行政センターふれあい広場整備事業	0.0%	0.0%	4.2%	100.0%
沢野行政センター移転事業	0.0%	3.8%	100.0%	
強戸行政センター新築事業	0.0%	38.5%	100.0%	
綿打公民館建設事業	29.9%	100.0%		
生涯学習施設整備事業(木崎・生品公民館)	0.0%	100.0%		
計	8.9%	51.9%	87.5%	100.0%

*事業進捗率は、事業費ベースを基準にし、計の数値は全体の事業費から算出した。

まちづくりの基本理念	行財政の推進
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり
施策名	地区住民活動の推進
内容	太田行政センターは、利用者のための高架下駐車場(750㎡・30台分)を整備し、利用者の利便性向上を図ります。九合行政センターは、ふれあい、世代間交流、健康増進など多目的に活用できる場として、ふれあい広場の整備を図ります。沢野行政センターは、沢野小学校移転後の建物を行政センターの施設として整備します。また、強戸行政センターと綿打公民館は、新たな施設の整備を行い、木崎・生品公民館は、行政センター化をめざし増改築工事を行います。地区住民活動の支援強化や健康維持の推進、そして生涯学習活動の充実を図ります。

実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①太田行政センター高架下駐車場整備事業	設計・工事					沢野小移転後の建物を改修して使用
②九合行政センターふれあい広場整備事業		設計・工事	工事・用地買戻し			
③沢野行政センター移転事業	設計	改修工事				
④強戸行政センター新築事業	用地取得・設計	建設				
⑤綿打公民館建設事業	建設・供用開始					
⑥生涯学習施設整備事業 ・木崎公民館増改築 ・生品公民館増改築 ・下水道整備 ・各種改修整備	設計・工事					
	設計・工事					
⑦生涯学習の推進、地域活動の支援、地域住民の生活向上	設計・工事(尾島生涯学習センター、木崎・藪塚本町中央公民館)					(対象施設) 社会教育総合センター、尾島生涯学習センター、藪塚本町中央公民館
	水回り、電気、冷暖房の各設備、内外装などの改修整備					
	市民教室、貸館業務、各種団体育成支援、地域ふれあい活動推進、陳情窓口など					

行財政の推進

マニフェスト

・行政センター、公民館の整備を進めます。

施策名 | 国内姉妹都市・友好都市交流事業の推進 **No. 83**

本市は、旧太田市において平成14年4月に愛媛県今治市と国内姉妹都市を提携して以来、行政が橋渡し役となって、各種団体や実行委員会により、スポーツや文化事業などで積極的に交流を図ってきました。また、合併に伴い、旧尾島町と友好都市であった青森県弘前市との交流を引き継ぎ、平成17年8月、それぞれの首長が相互に両市を訪問し、「ねふた祭り」を通じて両市の友好関係を再認識したところです。今後もより一層、市民団体、企業、商工会、ボランティア、スポーツ、文化など様々な分野での交流を推進します。

施策指標 国内姉妹都市や友好都市との積極的な交流を図ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①今治市「おんまく祭り」参加事業	●				
②弘前市「ねふた祭り」参加事業	●				
③スポーツ交流事業	●				

担当課名 秘書室
計画地域 市内全域

施策指標式

●スポーツ交流事業

姉妹都市である今治市とのスポーツ交流事業を通して、姉妹都市間の交流・友好を図り、お互いにスポーツ・文化の理解を深め、子どもたちの健全育成の一端を担う。

●スポーツ交流事業の開催状況

区分	種目	開催期間	会場	参加人数
16年度	バレーボール	平成16年8月16日～18日	今治市	25人
17年度	ソフトボール	平成17年8月17日～19日	太田市	34人
18年度	野 球	平成18年8月23日～25日	今治市	24人

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	国内姉妹都市・友好都市交流事業の推進					
内容	国内姉妹都市や友好都市と一層の友好親善に努め、それぞれの都市の人々との親善交流を図ります。また、各種交流団体やボランティアの育成や協力に努め、市民の様々な分野での交流を促進、支援します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①今治市「おんまく祭り」参加事業 国内姉妹都市の今治市との交流を図るため、市民にしまなみ街道鑑賞と「おんまく祭り」の参加を募り実施する。	毎年参加					
②弘前市「ねぶた祭り」参加事業 国内友好都市の弘前市との交流を図るため、グランドゴルフを通じ、市民に親善交流や「ねぶた祭り」の参加を募り実施する。	毎年参加					
③スポーツ交流事業 今治市とのスポーツ交流事業を通じ、姉妹都市間の交流を図り、スポーツや文化の理解を深め、子ども達の健全育成をめざす。	交流事業実施					

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> 国内姉妹都市や友好都市との交流に努めます。

施策名 | 国際交流の推進

No. 84

昭和62年に中国営口市と国際友好都市を、平成5年には米国グレイターラフィエットと国際姉妹都市を提携してきました。今後も、これらの都市とより一層の友好親善を図るとともに、諸外国の人々との親善交流に努めます。
 また、急増してきた在住外国人が、安心して暮らせるまちをめざして、行政上の相談などに関する窓口を実施します。

施策指標 | 国際姉妹都市や友好都市との積極的な交流を図ります。



* 国際姉妹都市・友好都市の年間受入派遣人数

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①グレイターラフィエット学生派遣事業	●				
②バーバンク市交換学生受入派遣事業	●				
③営口市代表団受入事業	●				
④外国人相談窓口の実施	●				

担当課名 | 企画課
 計画地域 | 市内全域

施策指標式

●国際姉妹都市・友好都市受入派遣の推移 (単位:人)

項 目	16年度	18年度	23年度
グレイターラフィエット学生派遣事業	13	13	14
バーバンク市交換学生受入派遣事業	14	14	15
営口市代表団受入事業	7	7	7
計	34	34	36

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民自治、市民参加による協働のまちづくり					
施策名	国際交流の推進					
内容	国際姉妹都市や国際友好都市との一層の友好親善を図るとともに、諸外国の人々との親善交流に努めます。また、在住外国人に対し、行政上の相談に関する窓口を開設します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①グレイターラファイエット学生派遣事業	学生派遣					
②バーバンク市交換学生受入派遣事業	学生受入	学生派遣	学生受入	学生派遣	学生受入	
③営口市代表団受入事業	代表団受入					
④外国人相談窓口の実施	窓口開設					
	相談件数 4,700件	4,800件	4,900件	5,000件	5,100件	

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度までに国際姉妹都市・友好都市の年間受入派遣人数を36人にします。 (平成18年度 34人) 太田市国際交流協会を中心に、市民が主体となり国際姉妹都市・友好都市との交流活動を推進します。 市内に在住する外国人は、引き続き増加傾向にあり、これに伴い増加する相談に的確に対応します。

施策名 | 情報化の推進

No. 85

国は、平成13年1月に「e-Japan戦略」を打ち立て、高度情報ネットワーク社会や電子政府構築への取組みを進めています。本市においても、これまで住民情報をはじめとする各種システムの整備、ホームページによる行政情報の提供や電子申請・届出システムの構築など、さまざまな整備を図ってきました。今後は、平成18年度に策定する情報化計画に基づく電子自治体の実現をめざし、行政運営の迅速性を確保するため、国の電子化計画に対応する体制を構築します。また、セキュリティ対策を強化し、市民の信頼性向上を図ります。

施策指標	職員のパソコンを毎年20%更新します。
------	---------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①庁内パソコン整備事業	●				
②セキュリティポリシーの運用	●				
③IT講習事業	●				

担当課名 情報管理課
計画地域 -

施策指標式

●職員におけるパソコン更新の推移

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
更新率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
内 容	更新入替				

※e-Japan戦略:すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限享受できる社会の実現に向けて、平成13年1月に決定された政府の基本戦略。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	情報化の推進					
内容	情報化計画にもとづく電子自治体の実現をめざして、行政運営の迅速性を確保し、国の電子化計画に対応する体制を構築します。また、電子化に伴い、セキュリティ対策をより一層強化し、市民の信頼性向上を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①庁内パソコン整備事業 効率的な事務を行うため、職員のパソコンを定期的に更新する。	更新入替 20%	20%	20%	20%	20%	18年度に職員1人1台のパソコン整備を完了
②セキュリティポリシーの運用 セキュリティポリシーを運用し、情報セキュリティ対策を強化する。	運用					
③IT講習事業 市民を対象に、パソコン活用のための各種講習会を開催する。	毎年開催					

行財政の推進

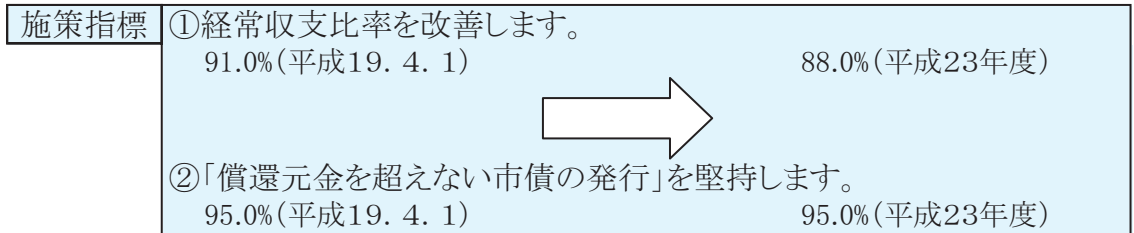
マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・太田市情報化計画に基づき、市民生活の向上に資する情報化を推進します。 ・職員のパソコンを毎年20%更新します。 ・信頼される市役所の実現に向け、セキュリティ対策を強化します。

施策名 健全な財政運営の推進

No. 86

国が進める三位一体改革の影響や市税収入の伸び悩みなど、地方財政を取り巻く環境は厳しい状況となっています。また、地方分権の進展により、自己決定、自己責任による自立できるまちづくりが求められているほか、合併により、新市全体の一体感の醸成と調和のとれたまちづくりを進めていく必要があります。

このような状況を踏まえて、市民生活の向上と均衡ある発展をめざしつつ、限られた財源の有効配分と効率的な予算執行に努めるなど、健全な財政運営を堅持するとともに、長期的な視野に立った財政基盤の強化に努めていきます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①経常収支比率の改善	●				
②「償還元金を超えない市債の発行」の堅持	●				
③おおた市民債の発行	●				
④財政状況の公表	●				

担当課名 財政課
計画地域 -

施策指標式

①経常収支比率

= { 経常経費充当一般財源 / (経常一般財源収入額 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債) } × 100
 ・ 経常収支比率の改善(特に人件費等の経常経費の削減)による財政の硬直化の抑制

※経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出する経費に、市税、地方交付税等の収入がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標。

②「償還元金を超えない市債の発行」の堅持

= 市債発行額(国の施策による市債を除く) / 償還元金(国の施策による償還元金を除く) × 100
 ・ 上記方針を堅持することによる市債残高の縮減

※国の施策による市債とは、減税補てん債と臨時財政対策債のこと。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	健全な財政運営の推進					
内容	限られた財源の有効配分と効率的な予算執行、さらには自主財源の確保を図り、財政の健全化に努めます。また、財政状況の積極的な公表によるアカウンタビリティの確保を図り、財政の透明化を進めるとともに、市民債を継続的に発行し、資金による行政への市民参加の高揚に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①経常収支比率の改善	90.0%	89.5%	89.0%	88.5%	88.0%	
②「償還元金を超えない市債の発行」の堅持	95.0%				95.0%	
③おおた市民債の発行	5億円				5億円	
④財政状況の公表	分かり易い公表と公表回数の改善					

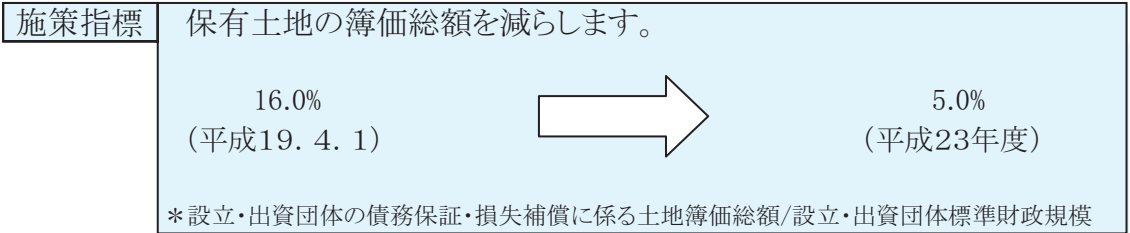
行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度までに経常収支比率(人件費等の経常経費削減と市税等の自主財源確保)を88.0%まで改善します。 「償還元金を超えない市債の発行」を堅持し、市債残高の縮減を図ります。 市民満足度アンケート結果を反映した予算配分に努めます。 おおた市民債の継続的な発行により、行政への市民参加の高揚を図ります。

施策名 市有財産の取得・管理

No. 87

長期にわたる景気の低迷や地方財政の悪化を背景に、公共用地として先行取得した土地など、保有期間が長期化する土地が増えています。財政状況が厳しさを増す中、土地の買戻しに努力するものの、その財源を確保することは相当困難な状況であることから、土地開発公社の経営健全化に向けた計画を策定し、長期保有土地や供用済土地の解消に向けた総合的な土地対策を推進します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①土地開発公社経営健全化対策事業	●	○	○		

担当課名 管財課
計画地域 市内全域

施策指標式

●保有土地の簿価総額の縮減
市が土地開発公社より買戻しを行うことにより借入額を減らし、財源の標準規模に対する割合を減少させるもの。

●財政規模に対する土地簿価総額の推移 (単位:%)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
設立・出資団体の債務保証・損失補償に係る土地簿価総額/設立・出資団体標準財政規模	18.0%	16.0%	14.0%	13.0%	7.0%	5.0%	5.0%

※設立・出資団体の債務保証・損失補償に係る土地の総額
土地開発公社の先行取得に伴う土地購入費などについて、金融機関より借入れを行う場合の金額。

※設立・出資団体標準財政規模
地方公共団体における一般財源の標準規模を示す。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	市有財産の取得・管理					
内容	公共用地先行取得用地買い戻しの促進を行い、土地開発公社経営健全化対策として、財政のスリム化を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①土地開発公社経営健全化対策事業 公共用地先行取得用地買い戻しの促進を図る。	土地開発公社より、毎年買い戻しの実施				→	

行財政の推進

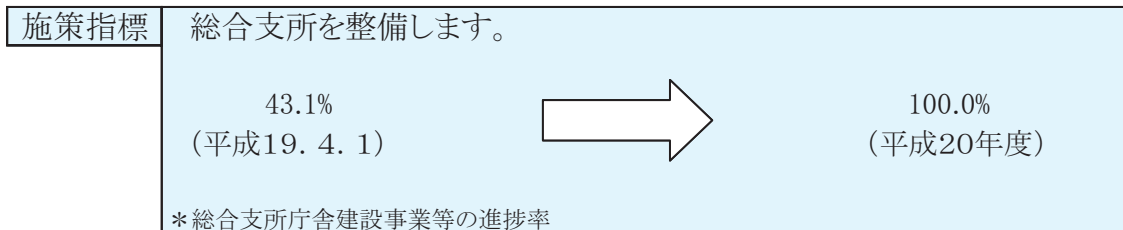
マニフェスト
<p>・平成23年度までに財政規模に対する保有土地の簿価総額を5.0%まで縮減します。 (平成18年度 16.0%)</p>

施策名 コミュニティを育む施設整備の推進

No. 88

総合支所は、地域住民の拠点となる施設として、身近な行政サービスの提供や地域の要望を行政に反映する窓口として機能しています。また、地域の住民活動を総合的に支援し、コミュニティを育み、地域住民と協働で地域・文化の向上を図る目的で設置されています。

新田総合支所については、今後長期かつ経済的に使用するため、改修工事を実施します。また、藪塚本町総合支所は、老朽化が進行しているため、建替え工事を実施します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①新田総合支所庁舎保全改修事業	●				
②藪塚本町総合支所庁舎建設事業	●				

担当課名 地域総合課(新田・藪塚本町総合支所)
計画地域 該当支所

施策指標式

●総合支所庁舎建設事業等の進捗率

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	備考
新田総合支所	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	19年度 実施設計 20年度 改修・耐震補強工事
藪塚本町総合支所	2.4%	44.4%	94.4%	100.0%	18年度 本体工事 19年度 本体工事、外構工事など 20年度 現庁舎撤去
計	2.3%	43.1%	91.8%	100.0%	

*進捗率は、事業費ベースを基準とし、計の数値は全体の事業費から算定した。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	コミュニティを育む施設整備の推進					
内容	新田総合支所は、現庁舎を長期的かつ経済的に使用するための調査を実施し、その結果に基づき庁舎保全総合計画を策定して、改修工事を行います。また、藪塚本町総合支所は、老朽化が進行しているため、建替えを進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①新田総合支所庁舎保全改修事業 老朽化が進行している現庁舎の調査を実施し、その結果に基づき庁舎使用に関する総合計画を策定し、改修工事を進める。	実施設計	改修・耐震補強工事				現庁舎は昭和52年竣工
②藪塚本町総合支所庁舎建設事業 新庁舎完成後、現庁舎を解体する。	本体工事 外構工事	現庁舎撤去				現庁舎は昭和39年竣工

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・新田総合支所の庁舎保全改修は、平成20年度に完了します。 ・藪塚本町総合支所の新庁舎での業務は、平成19年度より開始します。

施策名 市有建築物の設計・監理

No. 89

市有建築物の工事設計や工事監理にあたり、限られた予算の中で、利用者に安全で快適な環境を提供するとともに、地球温暖化防止、廃棄物抑制や有害物質の適正な取扱いなど、さまざまな環境配慮を行います。
 また、市有建築物を長期的に使用することで、環境負荷と財政負担の軽減を図ることができるため、施設を良好な状態に保つよう「公共施設維持管理マニュアル」の普及に努めます。

施策指標 設計・監理に関連する職場研修を「8回/年」実施します。
 公共施設維持管理マニュアル説明会を「1回/年」開催します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①設計・監理に関連する職場研修の実施	●				
②公共施設維持管理マニュアルの普及・啓発	●				

担当課名 建築課
 計画地域 市内全域

施策指標式

- 設計・監理に関連する職場研修（実施回数 8回/年）
 安全で快適な施設を提供するとともに、地球温暖化防止、廃棄物抑制や有害物質の適正な取扱いなどさまざまな環境配慮を行う。
- 公共施設維持管理マニュアル説明会（実施回数 1回/年）
 環境負荷と財政負担の軽減を図るため、「公共施設維持管理マニュアル」の普及に努める。

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	市有建築物の設計・監理					
内容	安全で快適な空間を提供するとともに、環境負荷の低減に配慮した設計・工事監理を行います。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①設計・監理に関する職場研修の実施	職場研修					マニュアル発行 H17.10.1
②公共施設維持管理マニュアルの普及・啓発	利用推進・指導助言					

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な施設を提供するとともに、地球温暖化防止、廃棄物抑制や有害物質の適正な取扱いなど、さまざまな環境配慮を行います。 環境負荷と財政負担の軽減を図るため、「公共施設維持管理マニュアル」の普及に努めます。

施策名 広域行政の推進

No. 90

平成17年3月28日の合併により、太田市域は拡大しましたが、市民ニーズの多様化が進んでいることから、さらに広い範囲にまたがる広域的な施策に取り組む必要があります。社会情勢や近隣自治体の動向を見ながら広域的な都市行政を進め、高水準な行政サービスの提供に努めます。

施策指標 両毛広域都市圏総合整備推進協議会で毎年イベントを開催します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①東毛広域市町村圏の推進	●			○	
②両毛広域都市圏の推進	●	○		○	
③東毛地方拠点都市地域の推進	●	○	○	○	

担当課名 企画課、都市計画課
計画地域 市内全域

施策指標式

●広域行政の枠組み

東毛広域市町村圏	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	東毛の7市町が「交流と共生で築く快適環境都市圏」をめざし事業を実施。主に東毛林間学校、東毛臨海学校、東毛歴史資料館及び群馬の水郷等の運営を行っている。
----------	------------------------------	---

両毛広域都市圏	栃木県、群馬県、足利市、佐野市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬・栃木両県及び両毛地域11市町とが地域のより深い交流と一体となったまちづくりを進めるため、平成4年9月に協議会を設立。各種PR事業やイベント事業のほか、公共施設の相互利用の推進などの事業を展開している。
---------	---	---

東毛地方拠点都市地域	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	平成4年に施行された地方拠点法に基づき地方拠点都市地域として指定を受けている。東毛地方拠点都市地域では基本計画を策定しており、その基本計画に基づいて整備事業を推進している。
------------	---------------------------------------	--

●両毛広域都市圏総合整備推進協議会のイベント事業

開催年	実施内容
平成5年～14年	両毛交流スタンプラリー
平成15年～	両毛交流ウォーキング(平成19年は佐野市で開催)

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	広域行政の推進					
内容	広域行政については、単独で実施することが困難な事業や計画を推進するため、県や近隣市町村と連携します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①東毛広域市町村圏の推進 ・東毛広域市町村圏振興整備組合 東毛林間学校、東毛臨海学校、東毛歴史資料館、群馬の水郷等の運営を行う。	事業実施					
②両毛広域都市圏の推進 ・両毛広域都市圏総合整備推進協議会 公共施設の相互利用を推進し、利用者の増加を図る。また、イベントを実施する。	事業実施					
③東毛地方拠点都市地域の推進 ・東毛地方拠点都市地域整備推進協議会 東毛地域の一体的整備を推進する。	事業実施					

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> 各圏域において構成市町村(両毛地域においては群馬県・栃木県)と緊密に連携し、高水準の行政サービスを提供できるよう努めます。 両毛広域都市圏総合整備推進協議会で毎年イベントを開催します。

施策名 | 文書管理・法制事務に関すること

No. 91

歴史資料として重要な価値を有する公文書、古文書、行政刊行物などを市民の共有財産として後世に伝えるため、保存や展示などの保存活用策の検討を行います。

施策指標 | 歴史資料の活用ができる資料の選定、保存、データ化を検討します。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①文書の選定	●				
②文書の保存検討	●				
③文書のデータ化検討	●				

担当課名 | 総務課
計画地域 | -

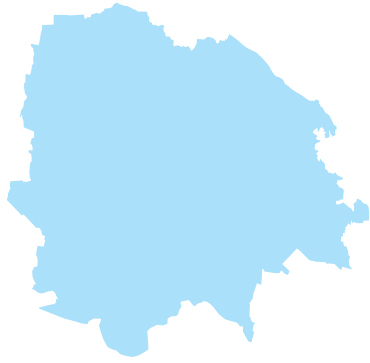
施策指標式

- 歴史資料の活用ができる資料の選定、保存、データ化の検討

まちづくりの基本理念	行財政の推進					
基本目標	市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり					
施策名	文書管理・法制事務に関すること					
内容	歴史資料として重要な価値を有する公文書、古文書、行政刊行物などを市民の共有財産として後世に伝えるため、保存や展示などの保存活用策について、関係課と協議を行う。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①文書の選定	価値ある文書の選定		→			文書館設置の検討は、24年度以降
②文書の保存検討	保存方法の検討				→	
③文書のデータ化検討	データ化の検討				→	

行財政の推進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> 歴史資料の活用ができる資料の選定、保存、データ化を検討します。



Ota Rebirth General Plan